

○岡山県警察官の被服支給及び装備品貸与に関する規程

(平成7年3月1日警察訓令第7号)

改正 平成9年3月28日警察訓令第8号 平成12年3月21日警察訓令第14号
平成13年7月13日警察訓令第23号 平成14年3月19日警察訓令第5号
平成14年9月17日警察訓令第23号 平成20年1月29日警察訓令第1号
平成20年3月14日警察訓令第9号 平成23年3月4日警察訓令第4号
平成23年9月6日警察訓令第19号 平成24年3月23日警察訓令第7号
平成26年3月25日警察訓令第12号 平成29年12月25日警察訓令第39号
令和4年12月12日警察訓令第47号 令和6年12月6日警察訓令第40号

岡山県警察官の被服支給及び装備品貸与に関する規程を次のように定める。

岡山県警察官の被服支給及び装備品貸与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県警察官被服支給及び装備品貸与規則(昭和29年岡山県公安委員会規則第8号。第3条において「規則」という。)第4条の規定により、岡山県警察官(以下「警察官」という。)に対する被服の支給及び装備品の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間の算定基準)

第2条 岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例(昭和29年岡山県条例第57号。以下「条例」という。)第1条第1項及び第3条第1項に規定する支給品は、次の各号に定める年間着用月数を基準として支給する。

(1) 年間着用月数4か月のもの

背広冬服、背広合服、背広夏ズボン及びワイシャツ

(2) 年間着用月数6か月のもの

冬帽子、夏帽子、冬活動帽子、夏活動帽子、冬服、夏服、冬活動服、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ

(3) 年間着用月数12か月のもの

防寒服、雨衣、ベルト、手袋2組、靴下2足、長靴及び短靴

(員数の減少)

第3条 条例第1条第1項ただし書の規定により、警察本部長が特に必要と認める場合を除き、合帽子、合活動帽子、合服、合活動服、合ワイシャツ、合ネクタイ及び合活動ネクタイについては、同項に規定する員数からそれぞれ1を減ずる。

(使用期間の短縮)

第3条の2 条例第1条第1項ただし書の規定により、地域部地域課鉄道警察隊に勤務する警察官(制服で勤務する者に限る。)、地域部機動警ら隊に勤務する警察官並びに警察署の地域課及び交通課(交通第一課及び交通第二課を含む。)に勤務する警察官のう

ち、警部補以下の階級にある者に支給する制服については、冬服及び合服にあつては使用期間を8月に、夏服上衣にあつては使用期間を2月に短縮して支給し、警備部機動隊において勤務する警察官に支給する夏服上衣については、使用期間を2月に短縮して支給する。

(私服の支給を受ける者)

第4条 条例第3条第1項の規定により、岡山県警察官の服制に関する規程(平成7年岡山県警察訓令第6号。次条において「服制規程」という。)第6条第1項に規定する警察官に私服を支給する。ただし、地域部地域課鉄道警察隊にあつては事件捜査専従員に支給する。

(特殊の被服又は装備品の貸与)

第5条 条例第3条第3項の規定により、服制規程第7条及び第8条に規定する者に特殊の被服又は装備品を貸与する。

2 警察官は、必要により次に掲げる特殊の被服又は装備品の貸与を受けることができる。

(1) 乗車用ヘルメット、帯革、帽子おおい、あごひも、夜光チョッキ、交通腕章及び警笛つりひも

(2) 出動服、略帽、警備用ヘルメットその他の警備装備品

(3) 特殊警棒その他の特別貸与品

(4) 袖章、帽帯章、階級表示、警笛ひも、警察手帳ひも、手錠入れ、警棒つり、拳銃安全ゴムその他の特定貸与品

3 所属長に所属長章を、副署長(副署長(行政職)を除く。)、副隊長、副校長に副署長等章を貸与する。

(支給品等の取扱い等)

第6条 警察官は、支給品及び貸与品について、適正かつ慎重に取り扱うとともに、厳正な保管管理を行い、紛失、盗難その他事故の発生の防止に努めなければならない。

(紛失又はき損した場合の措置)

第7条 警察官は、支給品又は貸与品を紛失又はき損した場合には、直ちにその状況を所属長に報告しなければならない。この場合において、所属長は本部長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(申請手続を必要とする場合)

第8条 所属長は、第5条第2項の場合において、警察官が貸与品を受けようとするときは、給貸与品等支給(交換貸与、交付、修理)申請書(様式第1号)により装備課長に申請するものとする。

2 所属長は、条例第5条の規定により、警察官が支給品又は貸与品を受けようとするときは、給貸与品等支給(交換貸与、交付、修理)申請書により装備課長に申請するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合については、てん末書等を添付しなければならない。

(支給品及び貸与品の返納手続)

第9条 条例第4条の規定によるもののほか、支給品又は貸与品の返納を受けた所属長は、保有する全部の現品に給貸与品等返納書(様式第2号)を添え、速やかに装備課長に送付しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、装備課長の承認に基づき制服等の一部を返納しないことができる。

(交通巡視員への準用)

第10条 岡山県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品については、岡山県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例(昭和45年岡山県条例第52号)、岡山県警察交通巡視員被服支給および装備品貸与規則(昭和45年岡山県公安委員会規則第11号)その他別に定めがあるもののほか、性質に反しない範囲において警察官の例による。

(文書の保存)

第11条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
給貸与品等支給(交換貸与、交付、修理)申請書	装備課	1年
給貸与品等返納書	装備課	1年

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 岡山県警察職員服務規程(昭和34年岡山県警察訓令第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成9年3月28日警察訓令第8号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日警察訓令第14号)

この訓令〔中略〕は、平成12年3月24日から施行する。

附 則(平成13年7月13日警察訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月19日警察訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成14年9月17日警察訓令第23号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 29 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 6 日警察訓令第 19 号)

この訓令は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 25 日警察訓令第 39 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 6 日警察訓令第 40 号)

この訓令は、公布の日から施行する。